

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月21日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第14号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年岩手県人事委員会規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(教員特殊業務手当) 第26条の2 [略] 2・3 [略] 4 条例第19条の2第2項に規定する手当の額及び給与等条例第25条第2項の規定により県立学校職員の例によることとされている手当の額は、勤務1日につき、次に掲げる額とする。 (1)・(2) [略] (3) 条例第19条の2第1項第2号及び第3号の業務 <u>4,250円</u> (4) 条例第19条の2第1項第4号の業務 <u>3,000円</u> （人事委員会が別に定めるものにあつては、 <u>4,250円</u> ） (5) [略] 5 [略]	(教員特殊業務手当) 第26条の2 [略] 2・3 [略] 4 条例第19条の2第2項に規定する手当の額及び給与等条例第25条第2項の規定により県立学校職員の例によることとされている手当の額は、勤務1日につき、次に掲げる額とする。 (1)・(2) [略] (3) 条例第19条の2第1項第2号及び第3号の業務 <u>5,100円</u> (4) 条例第19条の2第1項第4号の業務 <u>3,600円</u> （人事委員会が別に定めるものにあつては、 <u>5,100円</u> ） (5) [略] 5 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、平成30年1月1日から施行する。
- この規則による改正後の職員の特殊勤務手当に関する規則第26条の2第4項第3号及び第4号の規定は、この規則の施行の日以後に従事する業務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前に従事した業務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。